

県外企業のみならず

島根を担う若者をご支援ください

地方創生を応援
する寄附の負担が
最大約9割
軽減されます
(例) 寄附10万円で実負担1万円

寄附対象 「島根創生」を担う若者の人材育成プロジェクト (令和2～6年度)

◆ ものづくり人材 を育成します！

— しまねものづくり人材育成促進事業 —

次世代を担うものづくり技術者の確保・育成を図るため、人材育成に取り組む県内企業を支援します。

◆ IT人材 を育成します！

— IT人材育成促進事業 —

実践的なIT技術の習得を支援するとともに、地域のIT企業を知ってもらい、県内就職を後押しします。

◆ 保育士 を育成します！

— 保育士修学資金(家賃)貸付事業(石見・隠岐地域等出身学生向け) —

保育士の確保が特に困難な地域での勤務を目指す学生の、県内保育士養成校への進学を支援します。

◆ 意志ある高校生 を育てます！

— 教育魅力化人づくり推進事業 —

豊かな自然や文化を活かした教育の魅力化を通して、島根で活躍する人材、世界に羽ばたく人材を育てます。

お問合せ先・寄附の申込先

島根県 政策企画局 政策企画監室

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL : 0852-22-6233 FAX : 0852-22-6034

Mail : seisaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp

島根県 地方創生応援税制

検索

http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/sousei/tihou_ouen_zeisei.html

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)について

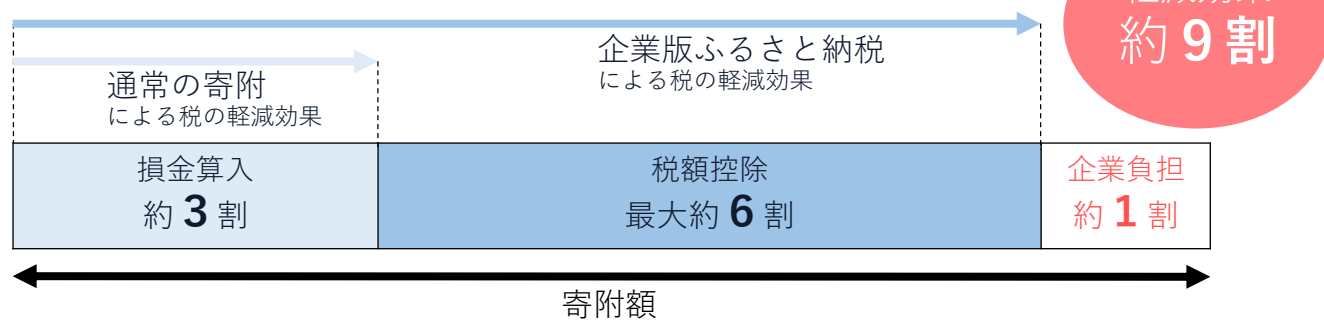
企業版ふるさと納税は、県外企業が地方創生プロジェクトに寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる制度です。

大切に活用させていただきますので、ぜひ島根の若者を応援していただきますようお願いいたします。

1. 課税の特例

通常の損金算入措置に加え、法人住民税などの税額控除により、寄附額の約9割が軽減されます。

(例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)が軽減



県へ人材を派遣し、人件費を含めて寄付する場合も控除対象に

累計100万円以上の寄付で知事から感謝状を贈呈

企業名は、記者発表・県WEBサイト等で公表

2. 留意事項

- 10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本社が島根県に所在する企業の寄附は、本制度の対象となりません。

3. 手続きの流れ

- ① 寄附の申し出 島根県へ「寄附申出書」を提出してください。
- ② 寄附の払い込み 島根県から「納付書」を送付しますので、払い込みをしてください。
- ③ 税の申告 島根県は入金を確認した後、「受領証」を交付します。法人関係税の申告の際に、受領証の写しを添付してください。

島根県企業版ふるさと納税 寄附申出書

➡ FAX:0852-22-6034

会社名		寄附申出日	令和	年	月	日					
所在地(本社)	〒	寄附申出額 (10万円より)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
代表者 職・氏名		寄附対象事業 (ア～エから1つ お選びください)	ア ものづくり人材の育成 イ IT人材の育成 ウ 保育士の育成 エ 高校生の育成								
担当者 職・氏名											
電話・メール											